平二十六第九〇一六号、平二十六第九〇一七号、平二十六第九〇一八号、平二十六第九〇一九号、平二十六第九〇二〇号、平二十六第九〇二一号、平二十六第九〇二二号、平二十六第九〇二三号、平二十六第九〇二四号、平二十六第九〇二五号、平二十六第九〇二六号、平二十六第九〇二七号、平二十六第九〇二八号、平二十六第九〇二九号、平二十六第九〇三〇号、平二十六第九〇三一号、平二十六第九〇三二号、平二十六第九〇三三号及び平二十六第九〇三四号）については、平成二十六年十二月十八日付け国運審第三十六号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ヨ　大阪府堺市堺区
タ　ＢＶエクスプレス姫路　兵庫県新町四番七号
姫路市栗山町百五十一番地二」を「ヨ　山陽姫路事務所　兵庫県姫路市栗山町百五十一番地二」とし、レを夕に改める。

○国土交通省告示第八号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＳＺ	142282	ＴＡＴＳＵＫＩ　ＭＡＲＵ	26. 11. 6
７ＪＴＤ	142291	ＴＡＭＡＧＡＷＡ	26. 11. 19
７ＪＴＧ	142300	ぶんご	26. 11. 20
ＪＤ3753	142265	げんせき２	26. 11. 26
ＪＤ3762	142277	甲子丸	26. 11. 20
ＪＤ3767	142290	フェリーあぜりあ	26. 11. 26
ＪＤ3768	142293	鐵豊丸	26. 11. 11
ＪＤ3769	142295	第十八宝勢丸	26. 11. 13
ＪＤ3778	142309	みらい	26. 11. 21
ＪＤ3783	142316	扇和丸	26. 11. 27
ＪＤ3786	142320	第七エーコープ	26. 11. 27
ＪＤ3787	142321	第二大盛丸	26. 11. 25
ＪＤ3789	142323	第二十八進宏丸	26. 11. 17
ＪＤ3791	142325	第二さんよう	26. 11. 27
ＪＤ3793	142327	第二十八榮福丸	26. 11. 21
ＪＤ3796	142333	第一共栄丸	26. 11. 27

○国土交通省告示第九号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＬＣＶ	126859	第六十五岬洋丸	26. 11. 20
ＪＤＳＨ	127089	第二十八大安丸	26. 11. 21
ＪＥＮＬ	135110	第五十八長久丸	26. 11. 6
ＪＤ3028	141193	第二東栄丸	26. 11. 6
ＪＧ3381	116310	第二十八白山丸	26. 11. 28
ＪＧ4787	131103	ほくと	26. 11. 5
ＪＨ3429	134441	第一あつた	26. 11. 25
ＪＩ2857	115806	第二十一明和丸	26. 11. 26
ＪＩ3667	136792	海邦	26. 11. 5
ＪＫ4686	129532	第八幸福丸	26. 11. 21
ＪＫ5072	132497	扇國丸	26. 11. 26
ＪＬ4875	126195	第二住力丸	26. 11. 10
ＪＬ6083	132973	かもせ	26. 11. 12
ＪＬ6399	135105	第一八三佐賀明神丸	26. 11. 25
ＪＭ5005	124741	第二ばいかじ	26. 11. 10
ＪＭ5981	130483	第十六大徳丸	26. 11. 28

○国土交通省告示第十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
	昭和		
4106	59. 7. 25	126360	第二八勝丸
	平成		
4901	10. 5. 26	131431	第７八幡丸
4903	10. 5. 26	131432	第８八幡丸
2257	11. 8. 6	127089	第二十八大安丸
A03181510	15. 9. 10	126359	第一八勝丸
A07131061	19. 8. 23	140542	ＧＲＥＥＮ　Ｄ ＡＳＨ　Ｎｏ.２

○国土交通省告示第十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　向簾屋沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県上北郡東北町

字栗山添　二三番　一号及び四号

二一番　二号及び三号

一一九番二　五号

一一九番四　六号

一一九番五　七号

一一九番八　八号

一一九番七　九号から十一号まで

一一九番六　十二号及び十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小川平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を平成二十二年国土交通省告示第百四十八号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市大字滝沢

字住吉　二四八番二三　一号及び十三号

二二三番七四　二号から十二号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北熊沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市大字岩渡

字熊沢　一五四番四八地先道路敷　一号

二一六〇番　二号

一五四番八　三号から九号まで

一六四番一　十号、十二号及び十三号

一六二番　十一号

○国土交通省告示第十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　向沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県北杜市須玉町東向

字天神　三二四四番六二　一号

三二四四番四四　二号

三二四四番一五　三号

三二一六番　四号から九号まで

三二一八番一　十号から三十四号まで

三二三〇番　三十五号

三二三一番一　三十六号

三二三一番三　三十七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第四百六十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県大月市猿橋町朝日小沢

字手沢　四七七番二　一号

四六六番　二号

四六〇番　三号

四五四番九　四号